

第17回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

株式会社ジークホールディングスの
最終事業年度に係る計算書類等の内容

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

株式会社豆蔵ホールディングス

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト
(<http://www.mamezou-hd.com/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供
しているものであります。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、安倍政権発足以来の円安により企業収益は改善、消費税率引き上げの影響を受け消費者物価も上昇し、デフレ状態から脱却しつつありますが、成長率では実質賃金の減少により個人消費が停滞し悪化、マイナス局面が続きました。一方で円安基調の継続と米国を中心とする海外景気の持ち直しにより輸出は堅調に推移、また、原油価格の下落は様々な業種で輸入コストを削減し景気回復に寄与しています。

当社グループの主要顧客であります製造業は、上記要因により全般的に好調を維持、設備投資の伸びは緩やかで景気の牽引役としては強くありませんが、今後は企業収益の増加に伴い、IT関連を含め投資マインドも高まるものと期待されます。

このような状況の中で、当社は純粋持株会社として、当社グループのグループ戦略の立案と事業管理を推進して参りました。各事業の推進は子会社の自立性を重視しつつも、コンプライアンス強化や事業推進上の重要な判断は当社主導で管理する等、ガバナンス強化を図って参りました。親会社であります株式会社豆蔵ホールディングスの横断経営にも積極的に加わり、グループ全体の事業拡大に貢献しています。

なお、当期の期末配当につきましては、グループ全体の事業展開、財務体質の強化等を総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが無配とさせて頂きたく何卒ご理解賜りますようお願い致します。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当する事項はありません。

(6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

当社単体については該当する事項はありませんが、当社連結子会社ニュートラル株式会社と当社連結子会社日本ユニテック株式会社は、平成27年4月1日を効力発生日として、ニュートラル株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

(7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社は、連結子会社であったテクノライクス株式会社の今後の当社グループ内でのシナジーを踏まえ株式の売却を検討した結果、当社が保有する全株式を株式会社アクロホールディングス及び同社子会社等に売却し、テクノライクス株式会社は連結子会社ではなくなりました。

2. 対処すべき課題

当社グループの経営基盤の更なる強化と成長のために、当社では当社グループを統括する純粋持株会社として以下の事項を課題として認識し、これらの課題に対応することで、今後もグループ全体の継続的な事業の発展を目指して参ります。

(1) M&A戦略によるグループ規模の拡大

当社グループのビジョンは「日本最多の中小企業を擁する参加型ホールディングカンパニーを目指す」であり、優れた技術を持つ中小企業が集まり共通の経営基盤を通してグローバルな競争力のある企業グループを構築することを目標としています。今後も当社グループの成長戦略のひとつであるM&Aを積極的に進め、景気変動にも強い事業ポートフォリオの再構築を行って参ります。

(2) グループシナジーの強化

当社グループにおける事業拡大の基本的な方針は、M&Aにより「高い技術力」を有し「高付加価値事業」を実現する企業を傘下に入れることですが、一層の企業価値向上を図るためには「グループシナジーの強化」を図る必要があります。同一事業セグメントの効率化や製品・サービスの融合、地域戦略や顧客基盤の共有を通じてシナジーの創出を追及して参ります。

(3) 企業価値の向上

業績拡大に一層努力し企業価値の向上を図るとともに、ブランディング戦略を推し進め、IR活動に積極的に取り組むことで信用力を向上させ、新規顧客の開拓等につなげていきたいと考えております。また、ブランド価値の向上による国内外の優秀な人材確保の可能性も見込んでいます。

(4) 教育体制の強化

当社グループの主力は人材サービスであり、優秀な人材が付加価値の源泉となっております。グループとしての教育体制を確立し、会社間で格差のない同水準の教育を行うことで企業基盤の強化を図って参ります。

3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第8期	平成25年度 第9期	平成26年度 第10期	平成27年度 (当期) 第11期
営 業 収 益	564,120千円	704,161千円	474,558千円	607,335千円
当 期 純 利 益	483,101千円	84,716千円	21,047千円	60,196千円
1株当たり当期純利益	5.76円	0.86円	0.20円	0.56円
総 資 産	3,102,929千円	3,417,178千円	3,420,361千円	2,565,375千円
純 資 産	1,610,729千円	2,239,327千円	2,127,566千円	2,146,266千円

(注) 当社は純粋持株会社であり、単体については売上高等がないため代わりに企業集団の営業収益及び当期純利益を開示しております。また、当社は、平成25年5月16日付けで、株式1株につき3,000株の割合をもって、株式分割を行っております。平成24年度及び平成25年度の1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が平成24年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

4. 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社豆蔵ホールディングスであり、当社の普通株式を63,501千株（出資比率59.92%）を保有しております。

(2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社コーワメックス	30,000千円	100%	自動車向けECUソフトウェア開発、ハードウェア設計、分析及びそれらに係る要員の派遣
ニュートラル株式会社	40,000千円	100%	医療・公共・その他のビジネス系ソフトウェア受託開発、生産管理システム等製造業向けソリューションの販売導入
株式会社アクロックス	20,000千円	100%	業務システム向けソフトウェアの開発、保守
株式会社エヌティ・ソリューションズ	30,000千円	100%	基幹業務システム導入におけるコンサルティング、開発、保守
シアルシステム株式会社	40,000千円	100%	ITインフラの構築、業務システム向けソフトウェアの開発、保守

- (注) 1. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。
2. 平成28年1月29日付けで、当社が保有するテクノライクス株式会社の全株式を譲渡いたしました。
3. 上記のうち、ニュートラル株式会社と株式会社アクロックスは、平成28年4月1日を効力発生日として、ニュートラル株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

5. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

子会社からの財務・経理業務等の受託
子会社の管理業務の統括

6. 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

本社 東京都港区高輪

7. 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
22名	2名減

8. 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	300,000千円

9. その他の会社の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 105,985,000株（自己株式11,824,000株を除く。）
3. 当事業年度末株主数 77名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
シービーシンガポールザセントラルディポジタリー（ビーティーイー）リミテッド	80,955,791株	76.38%
株式会社豆蔵ホールディングス	25,123,104株	23.70%
小 林 学	945,000株	0.89%
曾 我 啓 祐	402,644株	0.38%
嶋 田 豊 実	168,000株	0.16%
森 哲 也	162,000株	0.15%
能 瀬 千 里	144,000株	0.14%
平 手 春 男	135,145株	0.13%
澤 田 泰 光	117,000株	0.11%
平 岡 勉	106,741株	0.10%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（11,824,000株）を控除して計算しております。また、自己株式は上記大株主からは除いております。
2. シービーシンガポールザセントラルディポジタリー（ビーティーイー）リミテッドは、シンガポール証券取引所の完全子会社であり、清算決済システムの口座に預けられるシンガポール上場株式の名義株主となっております。
3. 株式会社豆蔵ホールディングスは、名義株主としての持株数とシービーシンガポールザセントラルディポジタリー（ビーティーイー）リミテッド（（注）2.）を通じて当社へ出資している持株数とを合わせ、出資比率が59.92%となります。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第5回新株予約権	
株主総会決議日	平成23年9月27日	
発行決議日	平成23年10月25日	
区 分	取締役(監査等委員を除く)	監査等委員たる取締役
保有者数	2人	1人
新株予約権の数	700個	300個
目的となる株式の数	2,100,000株	900,000株
目的となる株式の種類	普通株式	
発行価額	無償	
権利行使時の1株当たりの払込額	25円	
権利行使期間	平成25年12月5日から 平成33年9月27日まで	

2. 当社の使用人並びに子会社の役員及び使用人に対し職務執行の対価として当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 (会 長 及 び C E O も 兼 任)	小 林 学		ニュートラル株式会社 代表取締役
取 締 役	船 越 稔	監 査 等 委 員	株式会社エフエーサービス 代表取締役
取 締 役	荻 原 紀 男	指 名 委 員 報 酬 委 員	株式会社豆蔵ホールディングス 代表取締役
取 締 役	花 田 進	監 査 等 委 員 会 委 員 長 指 報 名 委 員 員 報 酬 委 員 員	
取 締 役	志 田 幸 宏	指 名 委 員 会 委 員 長 報 酬 委 員 会 委 員 員 監 査 等 委 員 員	
取 締 役	タン ポー チェー アラン Tan Poh Chye Allan	監 査 等 委 員 指 報 名 委 員 員 報 酬 委 員 員	

- (注) 1. 取締役花田進氏、志田幸宏氏及びTan Poh Chye Allan氏は、社外取締役であります。取締役船越稔氏及び荻原紀男氏は、非業務執行取締役であります。
2. 当社は、会社法第2条第11の2号に定義される監査等委員会設置会社でございます。合わせてシンガポールのコーポレート・ガバナンス・コード (The Code of Corporate Governance) の要請に基づき、指名委員会等設置会社に設置されるものと類似の指名委員会及び報酬委員会の二委員会も任意に設置し、運用を行っております。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動等

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
安 立 欣 司	平成27年6月29日	監査等委員会設置に伴う監 査役会廃止	監査役
今 井 郁 次	平成27年6月29日	監査等委員会設置に伴い監 査役会廃止	監査役
白 川 純 子	平成27年6月29日	監査等委員会設置に伴う監 査役会廃止	監査役

3. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	2人 (0人)	53,427千円 (一千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4人 (3人)	16,700千円 (10,100千円)
監査 （うち社外監査役）	3人 (2人)	4,350千円 (1,650千円)
合 計 （うち社外役員）	9人 (5人)	74,477千円 (11,750千円)

- (注) 1. 平成19年6月28日の第2回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額8,000万円以内、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査役につきましては、平成27年6月29日付にて監査等委員会設置会社への移行に伴い退任しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

V 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	花 田 進	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会4回のうち4回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、必要に応じ、企業経営に関する国内外における豊富な経験と知識をもとに発言を行っております。
取 締 役	志 田 幸 宏	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会4回のうち4回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、必要に応じ、国内外における豊富な経験と知識をもとに発言を行っております。
取 締 役	タン ポー チー アラン Tan Poh Chye Allan	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会4回のうち4回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、必要に応じ、企業法務弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

VI 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額

(1) 当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額

イ. 公認会計士法第2条第1項業務に係る報酬等の額 17,500千円

ロ. 公認会計士法第2条第1項業務以外の業務に係る報酬等の額 3,500千円

(2) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

3. 非監査業務の内容

中間決算における助言業務であります。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に諮ります。

(1) 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(2) 監査等委員会は現会計監査人である新日本有限責任監査法人の職務執行について、会社法第340条1項各号に該当しないことを確認し再任する判断を致しました。

5. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

(3) 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

VII 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針としております。

コーポレート・ガバナンスについては、当社取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。取締役は、法令、定款、取締役会決議及び「業務分掌一覧表」・「職務権限表」その他の社内規程に従い、業務を執行いたします。また、監査等委員については、法令が定める権限を行使するとともに、「監査等委員会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施して参ります。

コンプライアンスに関しましては、取締役は、その目的達成のため、コンプライアンス教育・研修の実施、内部情報提供制度の整備等、コンプライアンス体制の充実に努めることとしております。

また、財務報告の適正性確保のため、「経理規程」「予算管理規程」「与信管理規程」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための社内体制を構築しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いについては、「文書管理規程」及び関連するその他社内規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理することとしております。

また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行って参ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る規程を制定し、リスク管理体制を構築しております。

また、リスク管理部門として管理部がリスク管理業務を統括し、適宜「危機管理規程」の検証及び見直しを行い、内部監査室が「コンプライアンス規程」の検証及び見直しを行うこととしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制として、取締役会を月1回の頻度で開催することとしております。

また、効率的な業務運営と意思決定を具体化する目的で、権限範囲等を「職務権限表」「業務分掌一覧表」「取締役会規程」をはじめとする諸規程等により明確化しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 経営委員会を月一度の頻度で開催し、子会社及びグループ全体の経営に関する重要な事項について審議し子会社の取締役会を補佐しております。更には的確なアドバイスとスピーディーな意思決定を促すため、子会社の取締役会に当社の取締役が参加し、子会社と連携しながらグループ全体の利益向上に努めることとしております。
- (2) 当社の内部監査部門が一括して子会社の監査・指摘改善・フォローアップ監査等を年二回の頻度で実施し、グループ各社の経営課題の共有と解決に努めることとしております。
- (3) 財務報告の適正性の確保のため、「経理規程」「予算管理規程」「与信管理規程」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための社内体制を構築しております。

6. 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制として、監査等委員の取締役会以外の社内会議への出席、監査等委員の社内重要資料の閲覧、会社に著しい損害を与える恐れのある事項に関する取締役及び使用人からの報告を受けることとしております。

また、監査等委員監査の実効性向上のために、監査等委員は内部監査室との連携等に努めることとしております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(会社法施行規則第118条第2号)

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) コンプライアンスに対する取り組みについて

当社及び各子会社における管理部門の管理職、社員によるコンプライアンス委員会を開催し、内部監査の結果報告を中心に注意喚起を促す他、社内リスクの早期発見を目的とし、内部通報関連ルールの社内説明を実施し、制度の浸透を図って参りました。また、3ヶ月毎に全社員を対象としたインサイダー取引に関する注意喚起メールを送信するなど、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることに対する取り組みについて

当社グループでは、毎月1回各子会社社長をメンバーとした経営委員会を開催し、当社取締役の監督指導の下、情報共有を行っております。会議出席者である各子会社社長がその情報を自社に持ち帰り、他の取締役及び担当者に情報共有を行うことにより営業情報の効率的利用並びに、業務の効率化を図っております。

更に各子会社の財務・経理情報を当社に集約し、一元的に管理することで、経営判断の迅速化、並びに効率化を図っております。

(3) 各子会社取締役の職務執行に係る事項の当社の報告に関する体制について

各子会社の取締役会については、原則として当社の役員も臨席することとしており、毎月1回開催する定時取締役会で、職務執行について報告を受けております。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しております。当社では特別の利害関係を有しない社外取締役3名を選任しており監査等委員も兼ね、専門性と豊富な経験を背景に活発に発言を頂くことで、外部の視点からの監督機能を強化し、更なる業務の適正につなげております。また各子会社には、当社の役員または社員を取締役または監査役として派遣し、業務内容について監督することにより、子会社の業務の適正の確保を図っております。

(5) 監査等委員会による監査体制について

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は当社の取締役会、監査等委員会等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を確認しております。また、各子会社における監査役並びに監査担当者は監査等委員会の職務を補佐する監査部を介して緊密に連絡を取り、情報の連携を図っており、その結果については当社監査等委員会に適切に報告しております。

監査部は組織上監査等委員会の配下にあつて、監査等委員会の直接的な指揮命令により監査業務を補佐することになっております。監査等委員の補佐は採用、報酬、人事考課等についても監査等委員会の同意を得ることになっており独立性が確保されています。また、監査等委員会は内部監査室とも密に連携し、業務の結果について定期的に報告を受けております。

(6) 反社会的勢力の排除に向けた体制について

取引を行う都度、取引先の反社会的勢力との関係確認を行っており、該当が疑われる場合には取引の回避を行うといった具体的な対策を行っております。

取締役会は取締役の業務執行を監督する義務を有し、取締役会の決議に基づいてなされた取締役の職務執行については法令に基づき共同責任を負います。また、監査等委員会規程に、財務報告とその内部統制に関し、経営陣を適切に監督・監視することが規定され取締役の職務執行に関して報告を求めることができます。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額、株数については表示単位未満を切捨、比率その他については四捨五入しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,623,391	流 動 負 債	419,109
現金及び預金	740,059	短期借入金	300,000
売掛金	116,239	未払金	35,015
未収入金	140,215	未払費用	6,621
前払費用	14,307	未払法人税等	61,464
短期貸付金	567,138	預り金	2,812
預け金	39,249	賞与引当金	2,528
繰延税金資産	3,073	その他	10,667
その他	3,108	負 債 合 計	419,109
固 定 資 産	941,983	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	103,245	株 主 資 本	2,145,888
建物	25,965	資本金	666,684
工具、器具及び備品	9,651	資本剰余金	1,353,529
土地	67,629	資本準備金	603,529
無 形 固 定 資 産	24,487	その他資本剰余金	750,000
ソフトウェア	24,417	利益剰余金	363,279
その他	70	その他利益剰余金	363,279
投資その他の資産	814,250	繰越利益剰余金	363,279
投資有価証券	12,985	自己株式	△237,604
関係会社株式	712,227	評価・換算差額等	378
敷金・保証金	67,786	その他有価証券評価差額金	378
繰延税金資産	4,483	純 資 産 合 計	2,146,266
その他	16,767	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,565,375
資 産 合 計	2,565,375		

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		607,335
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	513,029	513,029
営 業 利 益		94,305
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,478	
受 取 配 当 金	50	
受 取 地 代 家 賃	5,900	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	178	
そ の 他	941	16,549
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,227	
為 替 差 損	4,052	
そ の 他	318	14,598
経 常 利 益		96,257
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	641	
子 会 社 株 式 売 却 損	15,750	
そ の 他	19,056	35,448
税 引 前 当 期 純 利 益		60,808
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△4,103
法 人 税 等 調 整 額		4,716
当 期 純 利 益		60,196

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金
平成27年4月1日残高	666,684	603,529	750,000	1,353,529	345,476
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△42,394
当期純利益					60,196
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計					17,802
平成28年3月31日残高	666,684	603,529	750,000	1,353,529	363,279

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日残高	△237,604	2,128,086	△519	△519	2,127,566
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△42,394			△42,394
当期純利益		60,196			60,196
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			897	897	897
事業年度中の変動額合計	—	17,802	897	897	18,699
平成28年3月31日残高	△237,604	2,145,888	378	378	2,146,266

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～44年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産 ソフトウェア……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

II 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,510千円

2. 保証債務

以下会社のリース契約に対して、以下のとおり金額を保証しております。

株式会社コーワメックス 1,472千円

ニュートラル株式会社 437千円

株式会社エヌティ・ソリューションズ 57千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 825,451千円

長期金銭債権 ー千円

短期金銭債務 15,998千円

長期金銭債務 ー千円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 607,335千円

一般管理費 20,161千円

営業取引以外の取引 8,612千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	117,809,000	ー	ー	117,809,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	11,824,000	ー	ー	11,824,000

3. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決 議	株式の種類	配当の金額 (円)	1株あたりの 配当金 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月29日 第10回定時株主総会	普通株式	42,394,000	0.4	平成27年3月31日	平成27年6月30日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
	前事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末	
普通株式	13,791,000	—	1,527,000	12,264,000	—

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 目的となる株式の数の変動事由の概要
新株予約権の目的となる株式の数の減少1,527,000株は、退職によるものです。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	780千円
投資有価証券評価損	4,923
会員権評価損	6,399
未払費用	918
関係会社株式評価損	16,190
減価償却超過額	2,541
欠損金	1,455
その他	1,192
繰延税金資産小計	34,398
評価性引当額	△26,632
繰延税金資産合計	7,766

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	209
繰延税金負債合計	209
繰延税金資産(負債)の純額	7,556

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、経営活動を行う過程において、信用リスク、市場リスク（金利、株価及び為替の変動リスク）及び流動性リスクに晒されております。当社はこれらのリスクを軽減するために、一定の方針を定めるなどによりリスク管理を行っております。また、財務リスクを効率的に管理する目的で、グループ会社全体の運転資金等について、当社において必要な資金（主に銀行借入）を一括して調達しております。

なお、一時的な余剰資金等を含めて、投資については投資運用規定を定め、当該規定に従った運用を行うこととしており、長期的な投資は経営戦略上の投資のみとし、デリバティブを含め投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	740,059	740,059	—
(2) 売掛金	116,239	116,239	—
(3) 短期貸付金	567,138	567,138	—
資産計	1,423,436	1,423,436	—
(1) 短期借入金	300,000	300,000	—
負債計	300,000	300,000	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金は、いずれも短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額：8,993千円）、組合出資金（貸借対照表計上額：3,991千円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額：712,227千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めておりません。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
子会社	ニューtral株 式会社	所有 100% (注8)	役員の兼務 経営指導・経 理財務業務等 の受託 資金の貸借 債務被保証	経営指導料等 (注2)	139,153	売掛金	30,797
				資金の貸付 (注3)	—	短期貸付金	255,570
				資金の回収 (注3)	60,000	(注5)	—
				利息の受取 (注3)	4,037	前受収益	—
				資金の貸借 (注6)	—	短期借入金	—
				当社銀行借入に対する 債務被保証 (注4)	300,000	—	—
子会社	株式会社アクロ ック	所有 100% (注8)	役員の兼務 経営指導・経 理財務業務等 の受託 資金の貸借	経営指導料等 (注2)	34,788	売掛金	7,500
				資金の貸付 (注3)	—	短期貸付金	30,000
				資金の回収 (注3)	5,730	(注5)	—
				利息の受取 (注3)	528	前受収益	—
				資金の貸借 (注6)	—	短期借入金	—
				当社銀行借入に対する 債務被保証 (注4)	—	—	—
子会社	株式会社エヌテ ィ・ソリューション ズ	所有 100% (注8)	役員の兼務 経営指導・経 理財務業務等 の受託 資金の貸借 債務被保証	経営指導料等 (注2)	53,763	売掛金	11,885
				資金の貸借 (注6)	—	短期借入金	—
				当社銀行借入に対する 債務被保証 (注4)	300,000	—	—
				—	—	—	—
子会社	株式会社コーワ メックス	所有 100% (注8)	役員の兼務 経営指導・経 理財務業務等 の受託 資金の貸借 債務被保証	経営指導料等 (注2)	247,734	売掛金	54,452
				資金の貸付 (注3)	—	短期貸付金	241,568
				資金の回収 (注3)	—	(注5)	—
				利息の受取 (注3)	3,572	前受収益	—
				資金の貸借 (注6)	—	短期借入金	—
				当社銀行借入に対する 債務被保証 (注4)	300,000	—	—
子会社	シアルシステム 株式会社	所有 100% (注8)	役員の兼務 経営指導・経 理財務業務等 の受託 資金の貸借	経営指導料等 (注2)	51,655	売掛金	11,603
				資金の貸付 (注3)	10,000	短期貸付金	40,000
				資金の回収 (注3)	50,000	(注5)	—
				利息の受取 (注3)	755	前受収益	—
子会社	テクノライクス 株式会社 (注7)	—	役員の兼務 経営指導・経 理財務業務等 の受託	経営指導料等 (注2)	4,500	売掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 経営指導料等の金額については、純粋持株会社である当社において発生したグループ会社の経営管理にかかる費用を基準として決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定し、短期の貸付金については、返済条件は概ね半年～1年としております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 当社の銀行借入に対してニュートラル株式会社、株式会社エヌティ・ソリューションズ及び株式会社コーワメックスより債務保証を受けており、上記銀行借入れにかかる債務被保証の取引金額については、銀行借入の被保証残高を記載しております。なお、当該債務被保証に対しては保証料を支払っておりません。
5. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
6. 当社グループが運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引のため、取引金額は記載を省略しております。また、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
7. テクノライクス株式会社は、平成28年1月29日付けで、全株式を譲渡しております。
8. 2016年4月1日に各子会社の株を一株ずつ株式会社豆蔵ホールディングスに売却しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 20円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円56銭 |

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

平成28年5月10日開催の臨時株主総会において、当社のシンガポール証券取引所カタリスト市場からの上場廃止に関する提案が承認可決されました。

当決議に基づき、当社は平成28年6月上旬までに上場廃止する予定です。

~~~~~  
(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月23日

株式会社ジークホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 市川亮悟印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊東朋印  |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジークホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も

含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年5月10日開催の臨時株主総会において、会社のシンガポール証券取引所カタリスト市場からの上場廃止に関する提案が承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

株式会社ジークホールディングス 監査等委員会

監査等委員長 花 田 進 ④

監査等委員 船 越 稔 ④

監査等委員 志 田 幸 宏 ④

監査等委員 Tan Poh Chye Allan ④

(注) 監査等委員花田進、志田幸宏及びTan Poh Chye Allanは会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。